

●自閉症・情緒障害特別支援学級の相談に関するよくあるご質問●

Q1 申込みをしようか迷っています。お話を聞くだけでもいいですか？

ご心配なことや疑問に思われることがございましたら、お気軽にお電話ください。

また、総合教育センターでの面談時には、就学相談専門員が詳しい就学(転学)相談の仕組みをご説明いたします。その説明を聞いた上で、就学(転学)相談に申し込むかどうかを決めることができます。

Q2 申込みの前に学校と相談する必要はありますか？

お申込み後、在籍している学校に資料提供の依頼を行いますので、事前に担任の先生などに申込みをする旨をお伝えください。

Q3 面談時に必要な持ち物はありますか？

母子手帳、連携ファイル（私の紹介、アイリストシート）、医師の診断書、心理検査の結果、障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）など、お子さんの様子がわかるものをお持ちください。

Q4 診断は「疑い」でも入級は可能ですか？

診断が確定しているお子さんが対象となります。

Q5 心理検査は何年前の検査まで利用できますか？

2年以内の検査結果であれば、書類判定にご利用いただけます。

また、2年以上経過している場合でも、取得した学年によっては、そのままご利用いただけることもあります。個別にご相談ください。

Q6 就学（転学）相談に申し込んだ時点で、就学（転学）が決定しますか？

申込みをした時点で決定することはありません。相談の過程で保護者への聞き取り内容をまとめた資料、お子さんの行動観察、在籍校などからの資料、医師の診断書、心理検査の結果、相談会当日のお子さんの様子などをもとに、複数の専門家の視点で検討します。

Q7 就学（転学）が適当との結果が出たら必ず就学（転学）しなければなりませんか？

就学（転学）先は、就学（転学）相談会の結果を踏まえ、保護者と合意形成することで決定いたします。また、通われるお子さんの意思確認も行います。

保護者との合意形成ができない場合や、お子さんが就学（転学）を望まれない場合は、通常の学級となります。

Q8 障害の状況が改善して通常の学級に戻ることは可能ですか？

自閉症・情緒障害特別支援学級の環境が必要なお子さんを対象として支援を行うため、通常の学級へ戻ることを前提とはしておりません。

しかし、状況の変化等があり、通常の学級への転学が適切な場合に転学相談を行うことは可能です。

Q9 年度途中の転学は可能ですか？

年度途中の転学はできません。令和6年4月1日からの就学（転学）となります。

Q10 自閉症とADHD/LDの合併診断が出ていると、入級対象になりますか？

対象となる自閉症や情緒障害の診断が出ていて、合併診断として注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）の診断が出ている場合は入級の対象となります。

診断が注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）のみの場合は対象とはなりません。

Q11 不登校の子は対象外ですか？

自閉症や情緒障害による課題が理由で、通常の授業には参加が難しいものの、特別支援教室の通室や保健室登校、別室登校、適応指導教室等の利用等ができるお子さんは、対象外ではありません。

全く登校の実績がない等で、学校でのお子さんの状況が把握できない場合は、入級の判断ができないことから、対象外となることもあります。

Q12 特別支援教室と特別支援学級の違いはありますか？

特別支援教室は、普段は通常の学級に在籍し、決まった曜日・時間だけ学校の中に設置した特別支援教室に通います。巡回指導教員が決まった曜日に指導を行います。

自閉症・情緒障害特別支援学級は、設置された学校に転籍（転校）する必要があります。特別支援学級に担任を配置して指導を行います。小学生は保護者による送迎が必要です。

Q13 特別支援教室との併用はできますか？

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍しながら、特別支援教室を利用することはできません。

現在、特別支援教室を利用しているお子さんは、自閉症・情緒障害特別支援学級に就学（転学）するまでは継続して利用できますが、令和6年3月31日付けて退室となります。

Q14 通常の学級と同じカリキュラムですか？

通常の学級に準拠した学習を行います。その中で、学習上又は生活上の困難を改善することを目的に、小集団での活動等を通じて社会スキルやコミュニケーション力を養う「自立活動」を週に数時間行います。指導目標や指導の内容・方法は、お子さんの状況に応じて異なります。

Q15 通常の学級との交流学習はありますか？

お子さんの個々の特性や状況に応じて交流学習を実施します。ただし、状況により行わない場合もあります。

Q16 学校行事への参加は可能ですか？

可能です。お子さんの個々の特性や状況に応じて、参加の方法を検討いたします。お子さんの状況によっては、学校行事に参加しない場合もあります。

Q17 実際入級している児童・生徒が学習している様子を見学することはできますか？

自閉症・情緒障害の特性として外部からの刺激を受けやすい部分があるため、実際の授業の様子をご覧いただくことはご遠慮いただいております。

Q18 小学生の通学を送迎するのは、保護者のみとなりますか？

お子さんの安全確保のため、小学生が通学する際は保護者による送迎を原則としています。
なお、送迎の際は、原則として徒歩または公共交通機関を利用してください。

Q19 中学生の通学に自転車を利用することは可能ですか？

通学の際に自転車を利用することはできません。徒歩または公共交通機関を利用してください。

ご不明な点がございましたら、いつでもお気軽にお問い合わせください。

葛飾区総合教育センター 就学相談担当

電話：03-5668-7604